

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	認可外保育施設に対する改善等の勧告		
根拠法令 及び条項	児童福祉法 子ども・子育て支援法第46条第3項、第59条第3項、第4項 第39条、第51条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 厚生労働省通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号） [別紙] 「認可外保育施設指導監督の指針」に掲げる基準		
処分基準 設定年月日	昭和22年12月12日	処分基準 最終変更年月日	令和4年6月22日
所管部署	生涯学習部保育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。